

令和元年10月開始

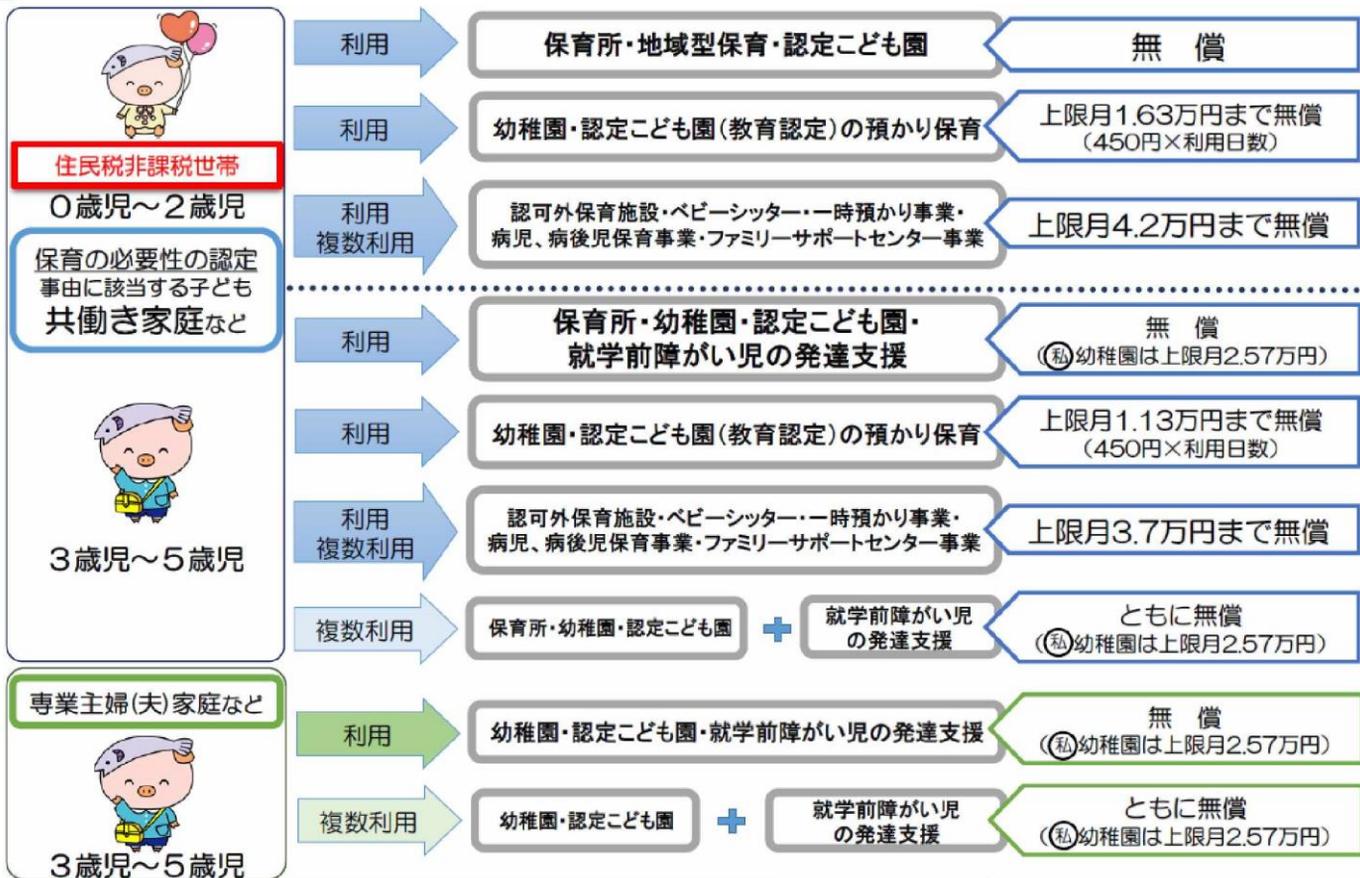
# 幼児教育・保育無償化

## 幼児教育・保育の無償化が始まります

令和元年10月から、子ども・子育て支援法の改正により「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。幼児教育・保育の無償化が実施されると、幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育、認可外保育施設、一時預かり事業、就学前障がい児の発達支援の利用料負担分に対しての給付が受けられます。



## 無償化の対象イメージ



※特別支援学校(幼稚部)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象  
 ※幼稚園、認定こども園(1号認定)は満3歳から無償化の対象

(私)・・・私学助成幼稚園(新制度未移行幼稚園)

## 無償化の手続き

保育所、地域型保育、認定こども園、給付型幼稚園の利用時に受ける「教育・保育給付認定(1号認定、2号認定、3号認定)」をお持ちの方は、一部を除き、無償化のための新たな手続きは不要です。なお、申請が必要な方で、既に施設を利用している場合は、手続き等について厚木市からご案内します。

利用施設・事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成幼稚園(預かり保育含む)</li> <li>○給付型幼稚園、認定こども園(教育認定)の預かり保育</li> <li>○認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所</li> <li>○地域型保育(小規模、家庭的保育)</li> <li>○認定こども園</li> <li>○給付型幼稚園</li> <li>○就学前障がい児の発達支援</li> </ul>
必要な認定種別	施設等利用給付認定(裏面参考)	教育・保育給付認定、支給決定(既に利用中の方は新たな手続き不要)



## 施設等利用給付認定(無償化のための新たな認定)

無償化の給付を受けるためには、住民票のある市区町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども(新2号認定を除く)
新2号認定	3歳以上(4月1日時点)で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする小学校就学前の子ども
新3号認定	市町村民税非課税世帯の3歳未満(4月1日時点)であって、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする子ども

### POINT

保育所、認定こども園、給付型幼稚園(新制度移行幼稚園)等の利用時に受ける「教育・保育給付認定」とは別の認定区分です。

### 保育を必要とする事由

施設等利用給付認定の新2号認定、新3号認定を受けるための保育を必要とする事由

- ①就労(月64時間以上)
- ②妊娠・出産
- ③疾病・障がい
- ④介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待・DV
- ⑨育児休業中の在園児継続利用

### 無償化の対象外となる費用

バス代、給食費、教材費、日用品費、行事参加費、制服代等は、無償化の対象外ですので、施設へ直接お支払ください。

ただし、給食費のうち、**副食費(おかず代)**については、次の方は**免除**となります。

**対象施設：保育所、認定こども園、給付型幼稚園、私学助成幼稚園**

- ① 年収360万円未満相当世帯
- ② 第3子以降の方

※私学助成幼稚園は、**上限月4,500円**を補助します。

※多子判定は次のとおりです。(認定区分は、教育・保育給付認定)

私学助成幼稚園、給付型幼稚園、認定こども園(1号認定)：第1子は小学校3年生まで  
保育所及び認定こども園の2号認定：第1子は小学校就学前まで

※保育所及び認定こども園の**2号認定(4月1日時点)**の方は、

今まで保育料に含まれていた**副食費(施設が定める額)**を新たに負担していただきます。(上記の方は除く。)

### 問合せ先

施設等名	担当課	電話番号
私学助成幼稚園、認定こども園、給付型幼稚園、一時預かり事業	こども育成課	☎046-225-2262
保育所、地域型保育、認可外保育施設、ベビーシッター、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、託児室わたぐも	保育課	☎046-225-2231
就学前障がい児の発達支援	障がい福祉課	☎046-225-2225

詳細については、厚木市ホームページをご覧ください。<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>